



「ごみ収集について」

皆さんには、ごみの分別や減量化にご協力いただきありがとうございます。

家庭ごみは、黒潮町指定のごみ袋に入れられている物を収集しています。

合併前のごみ袋(「大方町」、「佐賀町」と記入されているごみ袋)は、現在も使用できます。

また、旧佐賀町で以前に使用していた「分別収集専用ごみ袋」を、家庭ごみ用として使用しても差し支えはありません。なお、「分別収集専用ごみ袋」は透明の袋になっているため、個人情報保護の配慮は各自でお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課 環境保全係

☎ 43-2800 (直通)

心配ごと・困りごと、
人権・行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談

委員などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめんどり、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください。

◆開催日時・場所

● 10月17日(水)午前10時～正午、午後1時～3時
総合センター(佐賀支所前)

● 10月19日(金)午前10時～正午
有井川多目的研修集会所

● 10月19日(金)午後1時～3時
保健福祉センター(本庁前)

○お問い合わせ
本庁住民課 人権啓発係

☎ 43-2800 (直通)

行政相談週間

10月の第3月曜日から1週間は総務省では、毎年10月に「行政相談週間」を設けています。

国の仕事やサービスで困っていること、わからないことがあれば、総務省の行政相談をご利用ください。

黒潮町でも右記のとおり開催しますので、お気軽にご相談ください。

四万十市消費生活センター便り
～多重債務について～

多重債務の相談は最近減少傾向にありますが、景気低迷が続く中、給料やボーナスの減額、失業などにより返済が極めて困難な多重債務状態に陥っている人が多数いると思います。

どんなに多額の借金でも必ず解決する方法があります。自分一人で悩まないで、まずは相談してください。

◆解決方法

①任意整理
弁護士や司法書士が、債権者(借入先)と直接交渉をし、利息の再計算や返済方法の見直しをする方法。

②特定調停
裁判所に申立てをし、裁判所が債権者(借入先)と債務者(借金をしている人)の間に入り、利息の再計算や返済方法の見直しをする方法。

③自己破産
裁判所に申立てをし、最低限の生活用品などを除いたすべての財産を換価して、そこから債権

者(借入先)に返済し、残りの借金を全額免除してもらう方法。

④個人再生
裁判所に申立てをし、マイホームや財産を手元に残しながら借金の総額を原則100万円または5分の1まで減らし、その後原則3年(最長5年)で返済していく方法。なお、継続的に一定の収入が必要ななどの条件があります。

◆多重債務に陥らないための6つの心得

- ①自分のライフサイクルに合わせて生活設計をする
- ②基本的に借金はしない
- ③クレジットカードの枚数は最小限にする
- ④安易に保証人にはならない
- ⑤借金返済のための借り入れはしない
- ⑥ヤミ金には関わらない

○お問い合わせ

四万十市消費生活センター

☎ 34-6301

黒潮町役場

本庁産業推進室 商工観光係

☎ 43-2113 (直通)